

議案第57号

かすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例等の一部を
改正する条例の制定について

かすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年11月30日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例等の一部を
改正する条例

(かすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 かすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例（平成21年かすみがうら市条例第24号）の一部を次のように改正する。

本則中「教育長」を「市長」に、「教育委員会」を「市」に改める。

本則（第3条を除く。）中「多目的室」を「軽運動室」に改める。

第3条中「、多目的室」を削り、同条中「多目的室」を「軽運動室」に改める。

第5条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

(かすみがうら市福祉館設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 かすみがうら市福祉館設置及び管理に関する条例（平成21年かすみ
がうら市条例第23号）の一部を次のように改正する。

本則中「教育長」を「市長」に、「教育委員会」を「市」に改める。

第6条第1項中「館長」を「市長」に改める。

（かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の一部改正）

第3条 かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例（平成28年かすみ
がうら市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表中あじさい館の部多目的室の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前のかすみがうら市あじさい館設置及び管理
に関する条例第8条第1項に規定する使用許可を受けている者の多目的室の
利用については、なお従前の例による。